

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					監査委員・事務局運営事務	監査委員事務局	監査係	千葉 欣江
管理No.		0868-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	監査委員、事務局職員
	受益者	監査委員、町職員、町民
意図	監査委員事務局の円滑な運営を図るとともに、監査協議会において、監査委員の相互の連絡を密にし、監査の資質の向上と監査制度の円滑な運営を図ることで、健全な行財政運営に資する。	
手段	1. 監査委員・事務局職員人事関係事務 2. 年間監査計画の作成事務 3. 監査委員協議会に係る事務 4. 監査委員・事務局職員の研修等への参加 5. その他庶務事務	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方自治法等に基づき監査委員及び監査委員事務局を置き、監査水準と資質の向上及び事務局の円滑な運営を行うために必要な業務である。
成果に対する「有効性」	B	監査委員・事務局職員が研修等に参加することで、監査水準と資質の向上に繋がった。
事務事業内容の「効率性」	A	効率的な監査の実施により、経費の削減に努めているが、事業費は監査事業をするうえで最低限の予算措置であり削減の余地はない。
実施に係る「緊急性」	A	恒常的に実施する必要がある。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	監査委員	人	2	2				
	各監査員協議会総会等開催回数	回	2	1				
成果指標	会議出席率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	80				
	研修会・セミナー等への参加回数	回	目標値	1	2	2	2	2
			実績値	1	3			
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

課題 (若しくは「問題」等)

多様な監査事務等の適正な執行と精度向上を図るため、専門性を高める必要がある。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 引き続き専門的知識を有した専任職員(会計年度任用職員)の配置 各種研修会、セミナーへの参加
--

管理No.	0868-000	名称	監査委員・事務局運営事務	予算額 (参考)	2,601千円	必要人員	0.30/人・年	部署名	監査委員事務局 監査係
<p>1. 監査委員・監査委員事務局人事関係事務 監査委員の任期及び監査委員報酬、費用弁償等の支払 監査委員事務局職員の出向、人事発令、解職等及び会計年度任用職員の任用等</p> <p>2. 年間監査計画の作成事務 例月出納検査、定期監査、施設監査、決算審査・財政健全化審査・基金審査等の年間計画を作成</p> <p>3. 監査委員協議会に係る事務(岩手県町村監査委員協議会、盛岡地区監査委員協議会、紫波郡監査委員協議会) 総会・研修会への出席 町村監査委員等に関する実態調査の作成 監査功労者の推薦等表彰関係事務</p> <p>3. 監査委員・事務局職員のセミナー等への参加</p> <p>4. その他庶務事務</p>									
関係する根拠法令等 地方自治法、矢巾町監査委員条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例								災害時優先度	特に考慮する必要はない
									概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					例月出納検査業務	監査委員事務局	監査係	千葉 欣江
管理No.		0869-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町職員
	受益者	町職員、町民
意図	毎月会計管理者及び水道事業管理者の保管する現金の出納等に関する事務を検査し、適正な事務処理の執行を確保する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員による事前検査 ・監査委員による例月出納検査の実施 ・検査結果の報告 	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	例月出納検査の実施回数	回数	12	12				
	事前検査の日数	日	72	73				
成果指標	指摘・注意事項等の件数	件	目標値	10	10	10	10	10
		実績値	27	14				
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方自治法等の規定に基づく検査業務であり、現金出納における適正な事務処理の執行を確保するために必要な業務である。
成果に対する「有効性」	B	各課における財務の事務処理の執行について自浄性を高め、より適正な事務処理に反映されている。
事務事業内容の「効率性」	A	膨大な事務量に対し、現体制で事務の効率化に努めており、現状においては削減の余地はない。
実施に係る「緊急性」	A	年間監査計画に基づき毎月実施する。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

課題 (若しくは「問題」等)

財務会計の事務処理について、検査等で誤り等が散見され、各所属(課等)におけるチェック機能の強化が必要である。
--

改善改革(案)

財務に関する事務の適正化・リスク回避を図るため、内部統制(各課等での点検)の導入について関係部署と協議する。
--

管理No.	0869-000	名称	例月出納検査業務	予算額 (参考)		必要人員	0.40/人・年	部署名	監査委員事務局 監査係	
<p>例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎月実施(原則、毎月15日から20日までの間に実施) ○事務局による事前審査 <ul style="list-style-type: none"> ・会計管理者及び水道事業管理者から提出された各種資料の計数確認を行う。 ・一般会計、特別会計においては歳出伝票のデータを抽出し、伝票審査を行う。 ○監査委員による審査 <ul style="list-style-type: none"> ・会計管理者及び上下水道課長等から概要説明及び執行状況の説明を受け、質疑等聞き取りを行う。 ・現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否等を検査、現金残高、預金残高を確認する。 ・伝票等の審査 ○監査結果の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・検査結果を議会及び町長に報告する。 										
関係する根拠法令等						地方自治法第235条の2第1項、矢巾町監査委員条例、矢巾町監査基準		災害時優先度		特に考慮する必要はない
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					定期監査等監査事務	監査委員事務局	監査係	千葉 欣江
管理No.		0870-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町職員、財政援助団体、指定管理者、監査請求人
	受益者	町職員、財政援助団体、指定管理者、町民
意図	地方自治法に基づく定期監査及び財政援助団体・指定管理者等の監査並びに町民からの監査請求による監査を実施し、町行政の適法性、効率性及び妥当性を確保する。	
手段	1. 定期監査 2. 財政援助団体等監査 3. 住民監査請求による監査	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方自治法等の規定に基づく監査業務であり、公正で合理的かつ能率的な行財政運営確保のために必要な業務である。
成果に対する「有効性」	B	事務事業について自浄性を高め、より適正な行財政運営が執行されている。
事務事業内容の「効率性」	A	膨大な事務量に対し、現体制で事務の効率化に努めており、現状においては削減の余地はない。
実施に係る「緊急性」	A	地方自治法等の規定に基づき実施する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	定期監査の実施件数	件	17	17				
	財政援助団体等の監査件数	件		4				
	住民監査請求の件数	件						
成果指標	定期監査における指摘・注意事項等の件数	件	目標値	10	10	10	10	10
			実績値	30	26			
	財政援助団体等監査における指摘・注意事項の件数	件	目標値	10	10	10	10	10
			実績値	-	2			
	住民監査請求に基づく監査による是正勧告件数	件	目標値					
			実績値	-	-			

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

課題 (若しくは「問題」等)

・事前監査において、限られた時間、人員体制での事務の効率化が必要

改善改革(案)

・定期監査においては、週1回、2課の実施にし、事前監査の時間を充実させる。

管理No.	0870-000	名称	定期監査等監査事務	予算額 (参考)		必要人員	0.50/人・年	部署名	監査委員事務局 監査係	
<p>1. 定期監査(地方自治法第199条第4項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎会計年度に期日を定めて実施(全課対象) ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施する。 ・ 事務局による事前監査の実施(簿冊等書類の審査、事前審査結果の作成) ・ 監査委員による監査の実施(所属課の概要説明・質疑等聞き取り・書類監査) ・ 監査結果報告及び公表 <p>2. 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間監査計画に基づいて実施(財政援助団体1~2団体程度、指定管理者1~2指定管理者程度を実施) ・ 財政的に援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかなど監査を実施する。 ・ 所管課及び財政援助団体等から提出された財政援助団体監査調書、公の施設の指定管理者監査調書等及び附属書類と、会計処理に係る諸帳簿、諸書類その他事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続きにより内容を調査照合するとともに、必要に応じ、所管課及び財政援助団体等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・施設管理の実態等について聞き取りを行う。 ・ 監査結果報告及び公表 <p>3. 住民監査請求による監査(地方自治法第242条第1項)・・・令和3年度実施実績なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民監査請求の形式審査と要件審査 ・ 請求人の陳情等及び事実確認並びに本案審査 ・ 監査結果の決定 ・ 請求人への通知、公表、町長等へ通知 										
関係する根拠法令等 地方自治法第199条第4項、第199条第7項、第242条第1項、矢巾町監査委員条例、矢巾町監査基準						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					決算審査等審査事務	監査委員事務局	監査係	千葉 欣江
管理No.		0871-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
改善

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町職員
	受益者	町職員、町民
意図	地方自治法に基づく決算審査、基金の運用検査及び財政健全化・経営健全化審査を実施し、本町行政の適法性、効率性及び妥当性を確保する。	
手段	1. 決算審査 2. 基金運用状況審査 3. 財政健全化・経営健全化審査	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	決算審査の実施件数	件数	7	6				
	基金運用状況審査対象	件数	6	6				
	財政健全化審査の実施日数	日数	2	2				
成果指標	期限内処理率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
	適正処理率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
			目標値					
			実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方自治法等の規定に基づく監査事務であり、適法、適正かつ効率的、効果的な事務事業の執行を確保するために必要な業務である。
成果に対する「有効性」	A	行財政運営の健全性と透明性の確保に繋がっている。
事務事業内容の「効率性」	A	膨大な事務量に対し、現体制で事務の効率化に努めており、現状においては削減の余地はない。
実施に係る「緊急性」	A	毎年度実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

課題 (若しくは「問題」等)

・決算審査については、8月初旬に審査に付され、8月末日までに報告しなければならず議会事務局との兼務であり、事前審査の効率化が必要である。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 事前審査、本審査が円滑に実施されるよう委員との協議を重ね効率的に実施する。 各課等で行っている主要事業、予算執行等に係る業務報告及び調書等について、効率的に処理をする方法を検討する。
--

管理No.	0871-000	名称	決算審査等審査事務	予算額 (参考)		必要人員	0.38/人・年	部署名	監査委員事務局 監査係
<p>1. 決算審査(地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項) 一般会計、特別会計及び水道事業会計・下水道事業会計の決算その他の関係諸表等の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産の管理及び会計の適正性、健全性などについて、各監査や例月出納検査を活用しながら的確な審査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局による事前審査(各課より資料収集) ・監査委員による本審査の実施 ・審査意見書の提出 <p>2. 基金運用状況の審査(地方自治法第241条第5項) 基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているか審査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局による事前審査(関係課より資料収集)・・・歳入・歳出予算差引簿、通帳等により計数の正確性、残高の確認 ・監査委員による本審査の実施 ・審査意見書の提出 <p>3. 財政健全化・経営健全化審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項) 健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局による事前審査(関係課より資料収集) ・監査委員による本審査の実施(担当課のヒアリング) ・審査意見書の提出 									
関係する根拠法令等 地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、矢巾町監査委員条例						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	